（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油のリットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあっては、一）に換算係数（原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものをいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3・4　［略］

別表第2（第6条、第24条関係）

第2表

諸費	［略］	［略］	［略］	［略］
貸倒損	一	一	直課された貸倒損比	一

第3表

1　［略］ 2　［略］ ［削る］   非離島供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

［削る］

第4表

［削る］

委託集金費			契約口数比	［略］

［削る］

諸費	［略］	［略］	［略］	［略］
貸倒損			契約口数比	一

（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油のリットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあっては、一）に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの（以下「換算係数」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3・4　［略］

別表第2（第6条、第24条関係）

第2表

諸費	［略］	［略］	［略］	［略］

［新設］

第3表

1　［略］ 2　［略］ (1)　事業者が離島以外において保有する水力発電設備、火力発電設備及び新エネルギー等発電設備のうち、電気の周波数の値の維持等を行うために発電出力の増加又は減少を行う発電設備の基礎原価等項目ごとの額のうち販売電力量にかかわらず必要なものについては、基礎原価等項目ごとに、配賦基準（原価算定期間における当該発電設備の最大出力に対する電気の周波数の値の維持等のために増加する発電出力又はそれ以外の発電出力の占める割合をいう。）を用いてアンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。 (2)　(1)以外の基礎原価等項目ごとの額を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

注　第39条第2項及び第41条第2項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第6条第4項及び第24条第4項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第4表

委託検針費			契約口数比	一
委託集金費			同　上	［略］

貸倒損			契約口数比	一
諸費	［略］	［略］	［略］	［略］

［新設］

備考　表中［　］の記載は注記である。